

青少年育成坂町民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、青少年育成坂町民会議（以下「会議」という）と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務局を、坂町教育委員会生涯学習課内に置く。

(目的)

第3条 この会議は、町民総参加のもとに、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年が自らの誇りと責任を自覚し、社会人としての資質を高めるための事業。
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図る事業。
- (3) 文化・体育及びレクリエーション活動を奨励するための事業。
- (4) 青少年のための施設の整備を促進し、その効果的な利用を図るための事業。
- (5) 青少年の非行防止並びに社会環境の浄化を図るための事業。
- (6) 平和で明るい家庭を築くための事業。
- (7) 社会教育・学校教育・家庭教育の連携を深めるための事業。
- (8) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第5条 この会議は、全町民及び機関団体をもって組織する。

(機関)

第6条 この会議に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 常任理事会
- (3) 理 事 会
- (4) 地区委員会

(役員)

第7条 この会議に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 4 名以内 |
| (3) 常 任 理 事 | 若 干 名 |
| (4) 理 事 | 若 干 名 |
| (5) 事 務 局 長 | 1 名 |
| (6) 監 事 | 3 名 |

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、第12条第1項に定める職務を行う。
- 4 理事は、第13条第1項に定める職務を行う。
- 5 事務局長は、この会議の事務及び会計をつかさどる。
- 6 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を報告する。

(役員を選任)

第9条 会長・副会長及び監事は理事会において選出し、総会の承認を得る。

- 2 常任理事は、会長・副会長及び各部会の正副部長をもってあてらる。
- 3 理事は、各住民福祉協議会より選出されたもの及び町内にある機関団体の代表者並びに学識経験者の中から選出する。
- 4 事務局長は、生涯学習課長をもってあてらる。

(役員の仕事等)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、常任理事会において選任することができるものとする。
- 3 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その仕事満了した後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

参考資料

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上会長が招集して次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の制定及び改正
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他必要と認めた事業

2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事をもって構成し、理事会の円滑な運営を図るために必要な会務を処理する。

2 常任理事会は、会長が招集する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長・副会長・常任理事及び理事をもって構成し、この会議の企画運営にあたる。

2 理事会は、会長が招集する。

(地区委員会)

第14条 地区委員会は、住民福祉協議会会長及び青少年育成部長並びに推進委員をもって構成する。

2 地区委員長は住民福祉協議会会長、地区副委員長は青少年育成部長をもってあてる。

3 推進委員は、委員長が委嘱する。

4 地区委員会は、この会議の事業を推進する。

5 地区委員会は、地区委員長が招集する。

(専門部会)

第15条 この会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 体育部会
- (3) 家庭部会
- (4) 青少年部会

2 専門部会に部長・副部長を置く。

3 部長・副部長は、部会において選出する。

4 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(顧問)

第16条 この会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会議の事業に関してすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

(会計年度)

第17条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第18条 この会議に要する経費は、負担金・補助金並びに寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

2 負担金は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

昭和63年5月8日から施行する。

平成元年5月14日から施行する。

平成11年5月9日から施行する。

平成20年5月11日から施行する。